

1.17あしやフェニックス基金

自然災害(国内)の被災地でのボランティア活動を助成します

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005

阪神・淡路大震災では、全国から多くの温かいご支援をいただきました。それに対する感謝の気持ちを忘れることなく、この震災から得た尊い経験と教訓を次の世代に継承し、自然災害への共助意識の高揚を図るため、皆さんからの寄附と市の財源をあわせて設立した基金が「1・17あしやフェニックス基金」が設立されました。

実行委員会が設立されました。基金についての啓発や適正かつ公平な助成の認定について助言協力をお願いするため、市民委員による「1・17あしやフェニックス基金実行委員会」が設立されました。

7あしやフェニックス基金」です。この基金では、新たに発生した国内の自然災害の被災地での被災者支援、復旧・復興のボランティア活動を行う市民グループを助成しています。

また、講演会や防災訓練など防災に関する活動、自主防災組織の構築、阪神・淡路大震災の語り部、資料展示、慰霊等の団体活動を助成します。

芦屋の人



撮影・桑田敬司(ハナヤ勤兵衛)

HP「芦屋物語」にアクセス数50万件突破 松村義則

アドレス <http://www.ceres.dti.ne.jp/~mat>

芦屋市民となって、はや四半世紀となります。神戸市の区画整理にかり、生まれた土地を離れ、芦屋のシーサイドタウンを住居とし、平成八年六月にここで定年を迎えることになりました。

定年になる半年前から、定年後に何かテーマをもってできることはないかという考えをいたしました。

当時、インターネットが流行りかけていた頃で、Windows 95のもとで設定が難しく、苦労して三日がかりでやっとつないでメールで遊んでいたんですが、同年代の東京の知人がホームページをやりかけていたこともあり、自分もやってみようと思ったんです。

テーマは、市にもホームページを開

設する予定がまだないとのことだったので、「芦屋物語」にすることにしました。

最近、市内の情報だけでなく、芦屋市民の生活圏である阪神間や神戸に関する情報も発信しています。また、ほかの人が発信しているいい情報は、メールでお知らせする「水平展開」も心がけています。おかげで、昨年末にはアクセス数が五十万件を突破。市民のかただけでなく、元市民のかたや外国にいる日系のかたからも、毎日メールで多くの励ましをいただいています。

芦屋について「震災で芦屋らしい街並みが消えた」とよくいわれますが、私はそう思いません。確かに、震災で多くの邸宅や建物は壊れ、その中で多くのかたが圧死されました。しかし、建物というものは、自分が傷つきながらでも中に住む人を守らなければならぬもの。倒壊した建物と同じものを建てることよかったです。私には、芦屋市内を自転車でまわり、

「芦屋物語」としたことはよかったです。平成九年の夏頃には、何とか開設できるまでにこぎつけましたが、腎臓結石で入院。一時頓挫したものの、同年十二月十五日にホームページをオープンしました。翌年四月には市のホームページも開設されましたが、個人のものとは目的も違うでしょうし、テーマを「芦屋物語」としたことはよかったです。と思っています。

写真を撮ったり情報を収集するようにしています。路地に入り込んだり、花の前に止まったりしながらいつも思うことですが、やはりこのまちは落ち着きのある雰囲気をかもしつつきれいなまちであり続けています。建物が建て替えられても、これがまた芦屋の新たな伝統として形成され、芦屋らしい街並みをつくっているように思います。

そんなきれいな芦屋の情報を、これから私はHP「芦屋物語」で発信し続けたいと考えています。

松村義則(まつむら よしのり)氏 昭和十一年(一九三〇)生まれ。同五十六年より芦屋市在住。平成八年の定年退職を機に、インターネットにはまり、翌九年十二月にはホームページ「芦屋物語」開設。ハンドルネームは「MAT」。以来、平成十年七月、十三年十二月、十六年九月と三度にわたりマシンの自作を繰り返し、グレードアップに努める。

ハリケーン・カトリーナ被災者への義援金 ご協力ありがとうございました

昨年9月29日から12月末日までの間、市内の公共施設に募金箱を設置し、義援金を募集しましたところ、137,594円の義援金が寄せられました。この義援金は「ハリケーン・カトリーナ兵庫県義援金募集委員会」に送金し、地元の被災者に届けさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

問い合わせ 保健福祉部総務課 ☎38-2040

税 確定申告

問い合わせ 芦屋税務署 ☎31-2131 各会場へは公共交通機関をご利用ください。

所得税等の申告窓口・申告期限	
所得税、贈与税(税務署)	3月15日(水)
消費税、地方消費税(税務署)	3月31日(金)
市・県民税(市課税課)	3月15日(水)
事業税(尼崎県税事務所 ☎06-6481-7641)	3月15日(水)

申告期限までに申告がないと、納付すべき本税の額のほか、無申告加算税や延滞税がかかります。所得税の申告をされたかたは、市・県民税および事業税の申告をする必要はありません。

確定申告の提出
*「確定申告書は、自分で書いてお早めに」
*提出は、郵送をお勧めします。
*「申告書送付用封筒」が作成できるチラシを用意しています。ご利用ください。芦屋税務署の日曜受付日(通常、土・日・祝日は閉庁) 2月19日・26日の日曜日に限り、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います。混雑し、長時間お待ちいただくことも予想されます。あらかじめご了承ください。税務署以外の申告会場
確定申告書は、ラポルテ本館3階ホール(JR芦屋駅北すぐ)会場でも提出できます。職員や税理士が書き方の相談(贈与・譲渡所得の申告相談は除く)に応じています。日 時 2月6日～3月10日(土・日・祝日を除く) 午前9時30分～正午・午後1時～4時 *相談受付は午後3時30分まで
国税庁ホームページで確定申告書を作成
パソコン画面から金額等の必要事項を直接入力することで税額等を自動計算し、確定申告書が作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」を掲載しています。ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>
改正消費税法のお知らせ
消費税の事業者免税点が3,000万円から1,000万円に引き下げられました。個人事業者は平成17年分の申告から、法人は平成16年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。なお、基準期間(前々年)における課税売上が1,000万円を超える場合は「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。e-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください
自宅や事務所にいながら、申告や納税ができるシステムです。「e-Tax」ホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

夜間(17:00～9:00)水道修理工事当番表【2月】

水道の修理は「芦屋市指定水道工事業者」へ

店名	TEL	当番日
西岡設備工業所	22-6900	1,7,13,19,25
前忠工業㈱	31-8548	2,8,14,20,26
(資)神明商会	22-3565	3,9,15,21,27
原田商会	22-0706	4,17,23
越智商会	22-3708	5,11,24
榎大阪商会	32-6302	6,12,18
中央水道工務所	22-3552	10,16,22,28

平日の昼間は水道部へお尋ねください。土曜日・日曜日・祝日は市役所(緯31-2121)へお尋ねください。夜間の修理は右の業者が待機しています。1月当番表に誤りがありました。ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

問い合わせ 水道部工務課維持担当 緯38-2083

留守家庭児童会新入会児童募集・説明会

対象 新1年生・新2年生・新3年生で、保護者が就労等で昼間家庭に不在となる児童
費用 育成料(月額)8,000円(土曜日の登級を希望する場合は1,600円が加算) *減免あり / おやつ・教材費(月額)2,000円 / スポーツ保険代(年額)500円
説明会 2月5日(日)午前10時～1時間程度 体育館・青少年センター3階第1研修室
申し込み 2月15日(水)までに、入学・在学する学校の留守家庭児童会学級(月～金・午後0時15分～5時30分)、または下記(月～土・午前9時～午後5時)へ。
*各学級定員を越えた場合は抽選となります。

問い合わせ スポーツ・青少年課 ☎22-0358(体育館・青少年センター内)

